

津市スポーツ振興事業推進交付金交付要綱

令和5年3月30日訓第24号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市のスポーツ競技団体の組織強化等を行う特定非営利活動法人津市スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）を支援することにより、本市のスポーツ振興を図るため、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき交付金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 前条の交付金は、「スポーツ振興事業推進交付金」（以下「交付金」という。）と称する。

(交付の対象)

第3条 交付金は、スポーツ協会に対し、次に掲げる事業に要する費用（以下「交付対象経費」という。）をその対象として、これを交付するものとする。

- (1) スポーツ協会に加盟する団体（以下「加盟団体」という。）の組織強化を行う事業
- (2) 市民を対象としたスポーツ大会を開催する事業
- (3) 市民を対象としたスポーツ教室を開催する事業
- (4) 競技力の向上に資する事業
- (5) 津市スポーツ少年団本部との連携に資する事業

(交付金の額)

第4条 交付金は、交付対象経費の額を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

(交付金の交付申請)

第5条 スポーツ協会は、交付金の交付を受けようとするときは、スポーツ振興事業交付金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 交付対象経費の内訳が確認できる書類

2 規則第3条第1項の別に定める期日は、第3条各号に掲げる事業を実施する日の属する年度の5月31日とする。

(交付金の交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による提出があったときは、その内容の審査及び必要に応じて行う聞き取り調査等により、適当と認めるときは、交付金の交付の決定及びその額の確定（以下「交付決定等」という。）を行い、交付金交付決定及び確定通知書（第2号様式）によりスポーツ協会に通知するものとする。

(交付金の交付の条件)

第7条 市長は、交付決定等を行う場合において、交付金の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 交付金を第3条各号に掲げる事業以外の用途に使用しないこと。
- (2) 交付金の全部又は一部を使用しないこととなったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (3) 第3条第1号から第4号までに掲げる事業に対して交付された交付金は、同条第5号に掲げる事業に使用しないこと。
- (4) 第3条第5号に掲げる事業に対して交付された交付金は、同条第1号から第4号までに掲げる事業に使用しないこと。
- (5) その他市長が必要と認める条件

(交付金不用額報告書の提出)

第8条 前条第2号に規定する報告は、スポーツ振興事業推進交付金不用額報告書（第3号様式。以下「不用額報告書」という。）により交付金の交付を受けた年度の3月31日までに行わなければならない。

(交付金結果報告書の提出)

第9条 スポーツ協会は、交付金の交付を受けた年度の3月31日までに、スポーツ振興事業推進交付金結果報告書（第4号様式。以下「交付金結果報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業を実施したことが確認できる書類
- (2) 事業の収支状況が確認できる書類
- (3) 交付金結果報告書における各事業の詳細が確認できる書類

(交付決定等の取消し)

第10条 市長は、スポーツ協会が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定等の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けたとき。
- (2) 交付金の交付決定等に付した条件に違反したとき。

(3) 正当な理由がなく、規則第18条の規定による調査を拒み、又は交付金結果報告書の提出をしなかったとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定等を取り消したときは、交付金交付決定等取消通知書（第5号様式）により速やかにスポーツ協会に通知するものとする。

（交付金の返還）

第11条 市長は、不用額報告書の提出があったとき、又は前条第1項の規定により交付決定等を取り消したときは、速やかに交付金の返還を求めるものとする。

（適用除外）

第12条 交付金については、規則第12条の規定にかかわらず、実績報告書（規則第6号様式）の提出を要しないものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、令和5年4月1日から施行する。

第2号様式（第6条関係）

交付金交付決定及び確定通知書

津市（記号番号）
年 月 日

様

津市長（氏 名）

年 月 日付けで申請のありましたスポーツ振興事業推進交付金について、津市スポーツ振興事業推進交付金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり条件を付けて交付を決定し、次のとおり交付金の額を確定しましたので通知します。

記

交付金の額 円

条 件

- 1
- 2
- 3

備考

- 1 この通知書の内容及び条件について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して10日以内に、申請の取下げができます。
- 2 交付の対象となる事業については、津市監査委員の監査を受ける場合があります。

第3号様式（第8条、第11条関係）

スポーツ振興事業推進交付金不用額報告書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

所在地

申請者 団体名

代表者名

④

電話番号

年 月 日付け津市（記号番号）で交付決定等を受けた
年度スポーツ振興事業推進交付金について、全部又は一部を使用し
ないこととなったので、津市スポーツ振興事業推進交付金交付要綱第8条
の規定により、次のとおり報告します。

1 未使用の理由

2 未使用の内容

3 不用額

円（不用額内訳）

事業	金額
加盟団体の組織強化を行う事業	円
	円
市民を対象としたスポーツ大会を開催する事業	円
	円
市民を対象としたスポーツ教室を開催する事業	円
	円
競技力の向上に資する事業	円
	円
津市スポーツ少年団本部との連携に資する事業	円
	円
合計	円
	円

備考

- 1 上段に赤字で申請時内訳を、下段に黒字で不用額報告書提出時内訳をそれぞれ記入してください。
- 2 代表者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第4号様式（第9条、第10条関係）

スポーツ振興事業推進交付金結果報告書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

所在地

申請者 団体名

代表者名 ⑩

電話番号

年 月 日付け津市（記号番号）で交付決定等を受けた
年度スポーツ振興事業推進交付金に係る結果報告を津市スポーツ振
興事業推進交付金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 交付決定等を受けた額 円
（結果報告の内訳）

事業	金額
加盟団体の組織強化を行う事業	円
市民を対象としたスポーツ大会を開催する事業	円
市民を対象としたスポーツ教室を開催する事業	円
競技力の向上に資する事業	円
津市スポーツ少年団本部との連携に資する事業	円
合計	円

- 2 事業を実施したことが確認できる書類、事業の収支状況が確認できる書
類及び結果報告書における各事業の詳細が確認できる書類
別添のとおりに

※ 代表者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

